

新潟県柏崎市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟県内にU・Iターンにより就職するものであって、柏崎市内に賃貸住宅を契約し居住するものに対し、家賃を補助するため、柏崎市U・Iターン促進住宅支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき柏崎市の住民基本台帳に登録されていることをいう。
- (2) 定住 柏崎市に住民登録を行った上で、柏崎市に生活基盤を有し、勤務先の人事異動等により、柏崎市外へ転出する見込みがないことをいう。
- (3) 企業等 企業及び事業所又は個人が新たに開業する事業所をいう。
- (4) Uターン者 柏崎市の出身者であって、新潟県外から柏崎市に住民登録をしたものをいう。
- (5) Iターン者 柏崎市以外の出身者であって、新潟県外から柏崎市に住民登録をしたものをいう。
- (6) 民間賃貸住宅 建物の所有者等との間で賃貸契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅であって、公的賃貸住宅、社宅、事業所の寮、親族所有の住宅等を除くものをいう。
- (7) 家賃 民間賃貸住宅の賃貸住宅契約に定められた賃借料（管理費、共益費、駐車場料金等を除く。）の月額をいう。
- (8) 親族 2親等以内の親族をいう。
- (9) 市税等 市民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、上下水道使用料、保育料又は給食費をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者となる者は、親族以外が経営する民間賃

貸住宅に家賃を支払う者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) Uターン者又はIターン者であって、平成28年4月1日以降に柏崎市内の民間賃貸住宅に居住し、柏崎市に住民登録をした者で、住民登録をした時点の年齢が40歳未満のもの
 - (2) Uターン者又はIターン者であって、柏崎市内の企業等に1年以上の雇用期間が見込まれるもの又は個人事業主で柏崎市に定住する者。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯及び暴力団等の反社会勢力関係者を除く。
 - (3) 生計を一にする世帯全員が納付すべき納期限の到来した市税等を完納している者
 - (4) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第2項に規定する国家公務員又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する地方公務員でない者
 - (5) 他の公的制度による家賃助成を受けていない者
 - (6) 生計を一にする世帯全員が、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者
- 2 前項の規定にかかわらず、企業等の人事異動等により市内に定住しないことが明らかであると市長が認める者は、補助金の交付対象としないものとする。
- （補助金の額及び交付期間）

第4条 世帯1か月当たりの補助金の額は、家賃から住宅手当等を控除した額の3分の1の額とし、上限は2万円とする。ただし、算出した1か月当たりの補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

- 2 補助対象者の世帯に中学生以下の者が1人以上いる場合（以下この項において「加算要件」という。）は、前項の額に5,000円を加算する。この場合において、月の途中に加算要件を満たすことになったときは、その翌月分の補助金から加算する。
- 3 前2項に規定する補助金の交付期間は、最初の交付決定のあった月以降の最初に家賃満額を支払った月から2年間（24か月）を限度とする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、柏崎市 U ・ I ターン促進住宅支援事業補助金交付申請書 (別記第 1 号様式) に次の書類を添えて、住民登録をした日から 1 年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用証明書 (別記第 2 号様式)
- (2) 誓約書 (別記第 3 号様式)
- (3) 世帯全員の住民票
- (4) 世帯全員の納税証明書 (前住所地のもの)
- (5) 賃貸住宅契約書の写し及び賃貸住宅契約に係る費用が分かるものの写し
- (6) 税務署に提出した開業・廃業等届出書の写し (個人事業主の場合のみ)
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定は、2 年度目以後の申請について準用する。この場合において、前項各号列記以外の部分中「住民登録をした日から 1 年以内」を「補助金を受ける年度の 4 月 30 日まで」と読み替えるものとする。

(交付決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することと決定したときは柏崎市 U ・ I ターン促進住宅支援事業補助金交付決定通知書 (別記第 4 号様式) により、補助金を交付しないことと決定したときは柏崎市 U ・ I ターン促進住宅支援事業補助金不交付決定通知書 (別記第 5 号様式) により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第 7 条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者 (以下「交付決定者」という。) は、申請者の内容に変更が生じたときは、柏崎市 U ・ I ターン促進住宅支援事業補助金変更交付申請書 (別記第 6 号様式) に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請により補助金の額又は補助金の交付期間を変更することと決定したときは、柏崎市 U ・ I ターン促進住

宅支援事業補助金変更交付決定通知書（別記第7号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

- 3 前2項の規定により補助金の交付期間を短縮する場合において、転居等により家賃の満額を支払わない月があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付請求書）

第8条 交付決定者は、補助金の交付決定期間のうち当該年度の4月分から9月分までを前期分とし、10月分から3月分までを後期分として、前期分は9月末日までに、後期分は3月末日までに柏崎市U・Iターン促進住宅支援事業補助金実績報告書兼請求書（別記第8号様式）に家賃納入証明書（別記第9号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定したときは、柏崎市U・Iターン促進住宅支援事業補助金確定通知書（別記第10号様式）により通知するとともに、請求があった月の翌月の末日までに交付決定者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により交付するものとする。

（補助金の返還等）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者が市外へ転出したとき。
- (2) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったと認めるとき。
- (3) 第3条第2項の規定に該当すると認めるとき。
- (4) 市税を滞納しているとき。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 3 市長は、前2項の規定により交付決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

(補助金の重複交付の禁止)

第10条 補助金の交付を現に受けている者又は既に受けた者は、新たに補助金の交付を受けることができない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、平成35年3月31日までの間は、新潟県柏崎市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付要綱は、その効力を有する。

(経過措置)

3 改正後の新潟県柏崎市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日以後に申請した者について適用し、同日前に交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式で使用に差し支えのないものは、当分の間そのままこれを使用し、又は所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟県柏崎市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請した者について適用し、同日前に交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

柏崎市長 様

(申請者) 〒 -

住 所
フリガナ
氏 名
電話番号



柏崎市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付申請書

柏崎市U・Iターン促進住宅支援事業補助金の交付を受けたいので、新潟県柏崎市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

必要箇所を記入し、該当箇所にチェック (☑) をする。

1 申請の別	<input type="checkbox"/> 初回申請 <input type="checkbox"/> 継続申請	
2 賃貸住宅家賃	種類	<input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> 一戸建借家 <input type="checkbox"/> その他 ()
	(1か月の家賃〔管理費、共益費、町内会費、駐車場料金等を除く。〕 _____円 -住宅手当等 _____円) × 1/3 = 申請月額 [限度額 20,000円・1,000円未満切捨て] ① _____円	
3 子育て加算	同一世帯に中学生以下の者がいる。 <input type="checkbox"/> ② 5,000円	
4 交付申請額	・ 賃貸住宅家賃分 (①×当該年度申請可能月数 _____か月分) = ③ _____円 ・ 子育て加算分 (②×当該年度申請可能月数 _____か月分) = ④ _____円 合 計 (③+④) = _____円	
5 転入前の状況	住所 (新潟県外)	
	勤務先名称	
6 転入年月日	年 月 日	
【協力への同意】当該補助金の交付申請に当たり、次のことに協力することに同意します。 ・ 市から求めがあった場合、定住促進関連調査等への情報提供をすること。 ・ 市から定住促進関連の案内等の情報提供を受けること。		<input type="checkbox"/> にレ点を記入 <input type="checkbox"/>

添付書類

- 1 雇用証明書 (別記第2号様式)
- 2 誓約書 (別記第3号様式)
- 3 世帯全員の住民票
- 4 世帯全員の納税証明書 (前住所地のもの)
- 5 賃貸住宅契約書の写し及び賃貸住宅契約に係る費用が分かるものの写し
- 6 税務署に提出した開業・廃業等届出書の写し (個人事業主の場合のみ)
- 7 その他市長が必要と認める書類

年 月 日

柏崎市長 様

(雇用者) 住 所

名 称

㊟

(被雇用者) 住 所

氏 名

㊟

生年月日

年 月 日

雇 用 証 明 書

上記の被雇用者について、下記の事項を証明します。

記

- 1 常用雇用者として雇用していること。
- 2 転勤による柏崎市内への配属でないこと。
- 3 柏崎市外へ転出が必要な人事異動を命じる見込みがないこと。
- 4 雇用者が支給する住宅に関する手当等は、以下のとおりです。

(1) 住 宅 手 当 月 額 _____ 円

(2) _____ 手 当 月 額 _____ 円

(3) _____ 手 当 月 額 _____ 円

柏崎市長 様

（申請者） 住所
氏名



誓 約 書

私は、次の事項について、いずれにも該当しないことを誓約いたします。また、次の事項に該当することとなった場合には、速やかに届け出るとともに、交付決定の取消しなど、柏崎市の行う一切の措置について不服申立てを行いません。

なお、柏崎市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。照会で確認された情報は、今後、私が柏崎市と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる企業に勤務する場合又は勤務していた場合
- 2 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる場合
- 3 暴力団員と認められる場合
- 4 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- 5 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる場合
- 6 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している場合

様

柏崎市長



柏崎市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった補助事業について、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

1 補助金交付決定額

交付決定額	補助金交付決定額	金	円
	〔 賃貸住宅家賃分		円
	子育て加算分		円

2 補助事業に要する経費は、年 月 日付けによる補助金交付申請書記載のとおりとする。

3 交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けによる補助金交付申請書記載のとおりであること。
- (2) 補助事業の内容の全部若しくは一部を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、速やかに報告し、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 新潟県柏崎市補助金等交付規則及び新潟県柏崎市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

第 号
年 月 日

様

柏崎市長



柏崎市U・Iターン促進住宅支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった補助事業については、補助金の交付をしないことに決定しましたので、通知します。

記

理 由

柏崎市長 様

(申請者) 〒 -
住 所
フリガナ
氏 名
電話番号



柏崎市U・Iターン促進住宅支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた柏崎市U・Iターン促進住宅支援事業補助金の内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由	
2 変更の内容	
3 既交付決定額	
4 変更交付申請額	
5 添付書類	<input type="checkbox"/> 1 賃貸住宅契約書の写し <input type="checkbox"/> 2 その他 ()

様

柏崎市長



柏崎市U・Iターン促進住宅支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった補助事業について、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 変更交付決定額 金 円
- 2 補助事業に要する経費は、年 月 日付けによる補助金変更交付申請書記載のとおりとする。
- 3 交付条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けによる補助金変更交付申請書記載のとおりであること。
 - (2) 新潟県柏崎市補助金等交付規則及び新潟県柏崎市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

柏崎市長 様

(申請者) 〒 -

住 所
フリガナ
氏 名
電話番号



柏崎市U・Iターン促進住宅支援事業補助金実績報告書兼請求書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた柏崎市U・Iターン促進住宅支援事業補助金
について、家賃等の支払が完了したので、次のとおり報告し、請求します。

請求額 _____ 円

必要箇所を記入し、該当箇所に○をする。

交付決定期間	年 月～ 年 月
請求期間	年 月～ 年 月
賃貸住宅家賃補助金額	円 (申請月額 円× か月分)
子育て加算金額	円 (5,000円× か月分)
合計（請求額）	円

補助金の振込先

金融機関名	預金種別	普通預金・当座預金
銀行	口座番号	
信用金庫 本店	フリガナ	
信用組合		
労働金庫 支店	口座名義人	
農業協同組合		

※振込先確認のため、通帳等の口座名義人（フリガナ）記載部分の写しを添付してください。

年 月 日

柏崎市長 様

(貸主又は管理者) 住所

氏名

印

(法人の場合は、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

家賃納入証明書

下記の者に賃貸している物件について、 年 月分から 年 月分までの間における家賃の未納がないことを証明します。

記

借主氏名	
賃貸物件住所	
住宅の名称	
家賃の額	月額 円 (管理費、共益費、町内会費又は駐車場料金を除く。)

様

柏崎市長



柏崎市U・Iターン促進住宅支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業に対する補助金について、下記のとおり確定したので、通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円（うち交付済額 円）
- 2 今回の確定額 金 円
- 3 補助金の交付予定日は、この確定通知の日から起算して30日後とする。